



## 有害物質から子どもを守るネットワーク（秋田・宮城）

会報 No. 12 2019/6/2

「農薬の使用基準とその違反」

＜農薬の使用基準＞『農薬毒性の事典』（第3版、植村振作ら著、三省堂、2006年）より。

2002年の改正農薬取締法で、それまでの安全使用基準、農薬の残留や水産動物への被害や水質汚濁の防止、航空機による散布などに関する取締法は、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」に置きかわった。

それ以前、1971改訂の農薬取締法はあったが、農薬の違反使用に対する罰則がなかったこともあり、無登録農薬の使用や適応外使用等が多かった。農水省の1999年度の調査で、ハウレンソウで不適切な使用で栽培されたものが50%を超えていた県があった。2002年の14都道府県を対象に行われた総務省の行政監察では15%の農家が違法な適応外使用を行っていた。

2002年夏には山梨県で発覚した無登録農薬の販売・使用事件があり、それを契機に全国的な実態調査が行われ、20種、320トンの違法農薬が、全国40以上の都道府県で販売され、4,000近くの農家が使用していたことが分かった。

### ＜罰則＞

2003年3月10日から施行された省令では、農薬使用者は、農作物等への害、人畜への害、農作物の汚染を通じての人畜への害、土壌汚染による農作物を通じての人畜への害、水産動植物への害、公共用水域の水質への汚濁とその利用による人畜への害を及ぼさないこと、農薬に表示された適用農作物、使用時期、使用回数、使用量、希釈倍率を遵守し、これらに違反すると、罰則として3年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金が科せられることになった。他に、燻蒸、航空機を用いた使用、ゴルフ場における農薬の使用についても届出義務、使用計画義務も課せられた。

### ＜改正法施行後の不適正使用＞

2003年度、農水省は820戸の農産物販売農家を対象に農薬適正使用の調査を実施した。その結果、①80戸の農家に何らかの不適正使用があり、②不適正使用が多かった農作物は、ニンジン、白菜、キャベツ、ハウレンソウ、大根であった。③農薬の適応外使用が25件、使用時期の不適正が21件、使用回数不適正は60件あった。（これについて、著者らは、講習の義務付け、免許制、農薬の使用履歴の記載を義務付けるしかないと感じている。）

他の問題として、住宅地が近い場合、飛散（ドリフト）防止、水田用農薬については、流出防止などの問題があるが、これらは罰則のない努力規定に止まっている。また非食用農作物への農薬使用についても罰則はない。また殺虫剤を防疫用として人の居住場所に使用する場合、農薬取締法では摘発できない（老人ホームでの使用による中毒事故）。

### ＜MSDS・化学物質安全性データシート＞

2000年6月の毒劇法の改訂で2001年1月から農薬販売者は毒物・劇物の指定のある農薬についてはMSDSを提供することが義務付けられた。内容のすべてを容器に表示することは困難なので、提供を求められた人には別途手渡すことになっている。

### ＜使用済み容器、使用残農薬＞

毒劇法では使用済み容器や袋の自家焼却はやめ、産業廃棄物として処理することが求められ、違反には罰則がある。使用残農薬を一般ごみとして廃棄して、ゴミ施設の労働者が被害を

受けたり、河川に廃棄すると、魚の大量死が起こる。また不要農薬、残農薬を保有している農家は多く、失効したり、期限切れとなったものを、農家の納屋にしまっておいたり、安いからと買い溜めしていることもある。農業団体等が1998～2002年に自主的に不要農薬を回収したことがあったが、その量は4,843トンあった。2003年の改訂農薬取締法で、無登録農薬と販売禁止農薬は、販売業者が回収するよう農水相が命じることができるようになった。

### <防除暦・ぼうじょごよみ>

毎年12月頃から各農協が作物別の防除暦を作る。暦を作る農協の営農指導員らは病害虫の被害がでると責任を感じるので、過度の農薬使用を勧める傾向があり、農業者は暦を鵜呑みにして農薬を過剰に使用することになる。実際の害虫発生状況に合わせて、暦より少ない使用で減農薬へもっていく必要がある。

### <有人、無人ヘリコプターによる空中散布>

有人ヘリコプターによる農薬の空中散布は減少している。無人ヘリコプター（ラジコンヘリ）は1991年の農水省局長通知があり、有人ヘリコプターに代わる手段として推奨されてきた。2004年の段階で、6機種、2005機、認定オペレーターは1万719名いた。14作物に殺菌剤43種、殺虫剤32種、殺虫・殺菌剤13種、除草剤33種、植物成長調整剤6種が使われていた。有人ヘリの場合は事前の周知が義務付けられているが、無人ヘリにはそれがない。そのため化学物質過敏症の人が逃げることができなかつたり、保育園の遊具に付着したなどの訴えが多かった。

### <ドローンによる空中散布>

人手不足や高齢化など農業の抱える諸問題を解決するとして2016年頃からドローンによる農薬散布が始まった。活用方法は農薬散布に留まらず、肥料、種子、融雪剤の散布、生育の調査等様々。値段は無人ヘリの1/10以下という。実施には、技能認定を受けられる教習所を選び受講し、試験に合格すると「産業用マルチローターオペレーター技能認定証」が交付される。農薬散布は航空法下での「危険物輸送」、「物件投下」にあたるため、ドローンの飛行申請書を飛行の2週間前までに提出し、国土交通省の承認を取得する必要がある（オンラインで可能）。また1ヵ月前までに農水省に計画書を提出する必要がある（代行業者がある。）農水省の指針として、学校・病院等の公共機関、地域の居住者に対して事前周知を徹底すること、実施区域内への人の立入防止を徹底するとともに、1機体毎にナビゲーターを1名以上配置して周囲の安全を確保するなどが求められている。（散布の知らせが来たら、認定をうけているか、人家の密集地に相当しないか、農薬の種類、散布の時間帯と風向き・風速（3m/s以下）の予報、ドローンの速度、ナビゲーターの有無、退避の時間帯などを聞きましょう。農水省2015年の「空中散布等における無人航空機利用技術指導指針」の規制に従ってほしいこと（例えば人又は物件などから30m以上距離をとること）を告げましょう。以下のHPは規制の実際が載っています。



<https://viva-drone.com/restriction-for-drone-use-in-japan/>

### <感想>

・会報11には、農薬の農作物における残留基準を調べました。しかし農作物に使用農薬名やその残留濃度が記されていないことがないため、むしろ農薬の使用基準がどの程度守られているの方が重要だと思いました。しかしこちらの基準もあっても守られているという保証がない状態です。農家は見た目が良ければよく、それは消費者も同じです。農薬は急性毒性の時代から慢性毒性の時代に移り、その害、特に脳神経への影響はジワジワと子供に及んでいるのではないのでしょうか。批判的消費者が多くなると事態は変わらないと思います。

・次回はネオニコチノイド系農薬の害作用に戻ります。

（文責：加藤純二）